

○石垣市建設工事に係る指名停止等の措置 に関する要領

平成13年 7 月 5 日石契第 3 号
石 垣 市 助 役 通 達

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事の請負契約の適正な履行を確保するため、石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程（平成13年石垣市訓令第7号）第5条第1項に規定する建設業者格付名簿に登録されている者（以下「有資格業者」という。）に指名停止処分に該当する行為があった場合の措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の措置の決定に際し、あらかじめ石垣市建設工事等指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮るものとする。

3 市長が指名停止を行ったときは、選定委員会は、工事の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 前条第1項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が1つの事案により別表各号の措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間とする。

- 2 有資格者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、この限りでない。
- 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、最大24月以内とする。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭により遅滞なく通知するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止期間中の有資格者が工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

(措置要件該当業者等の報告)

第9条 現場を監督する職員は、有資格者について、この要綱に定めるところにより何らかの措置を要する事由又は何らかの措置を要するおそれのある事由があると認めるときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 関係職員は、この要領に基づく有資格者の措置決定の過程において知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

(庶務)

第11条 指名停止に関する庶務は、選定委員会の庶務を担当する契約検査課において行う。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に発生した事案に係る指名停止については、なお従前の例による。

別表

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
(1) 石垣市の発注する工事請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(過失による粗雑工事)	
(2) 石垣市が発注した工事（以下「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(3) 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内
(契約違反)	
(4) 第 1 号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
(5) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(6) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
(7) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内
(8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内

(贈賄)	
(9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が本市の職員に対して行った贈賄により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
(10) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から
イ 有資格者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	4月以上12月以内
ロ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3月以上9月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	1月以上6月以内
(11) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3月以上9月以内
ロ 一般役員等	2月以上6月以内
ハ 使用人	1月以上3月以内
(12) 代表役員等が本県以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(独占禁止法違反行為)	2月以上6月以内
(13) 業務に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2月以上9月以内
(14) 市と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法に違反した場合において、当該違反が特に悪質であると認められるとき。	当該認定をした日から 3月以上9月以内
(談合)	
(15) 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内

(不正又は不誠実な行為等) (16) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
(暴力的不法行為者) (17) 代表役員等又は一般役員等が、集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者（以下「暴力的不法行為者」という。）であると認められる場合。（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力的不法行為者であると認められる場合を含む。） (18) 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために暴力的不法行為者を使用したと認められる場合及び暴力的不法行為者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められる場合。	当該認定とした日から当該事実がなくなつたと認められる日まで 当該認定とした日から 3月以上12月以内
(私的行為による法令違反) (19) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定とした日から 1月以上9月以内
(契約締結拒否) (20) 落札しても契約を締結しなかったもの。	当該認定をした日から 4月以上9月以内